

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

申請書等への添付を求める写真の規格
の見直し等のための厚生労働省関係
省令の一部を改正する省令の施行等
について（介護関係）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1043

令和4年3月14日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係
省令の一部を改正する省令の施行等について（介護関係）

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第1 改正省令の趣旨

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、各種申請等で提出する写真について、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合することとされている。

（参考）規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

6. その他横断的課題／(2)各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省

これを踏まえ、本省令により、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において規定していた写真規格を運転免許証サイズに準じることとする改正を行うもの。

第2 改正省令の概要（介護保険法施行規則関連部分のみ抜粋）

介護保険法施行規則第113条の21に規定する介護支援専門員証に係る様式第10号（表面）において、写真の規格を「上半身」から「上三分身」に改めること。

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、公布の日（令和4年3月14日）から施行すること。

2 経過措置

- (1) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第三十六号

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）及び関係法令の規定に基づき、申請書等への添付を求め
る写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正す
る省令

（水道法施行規則の一部改正）

第一条 水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>（受験の申請）</p> <p>第三十二条 試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとす。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（受験の申請）</p> <p>第三十二条 試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>改正後</p> <p>（配置従事者の身分証明書）</p> <p>第二百五十一条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都</p>	<p>改正前</p> <p>（配置従事者の身分証明書）</p> <p>第二百五十一条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都</p>

第二条（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。）

（傍線部分は改正部分）

様式第五号の二を次のように改める。
様式第五号の2(第9条の5関係)

収入印紙
(消印しては
ならない。)

紛争解決手続代理業務試験受験申込書			
①氏名	②生年 月日	年	月
③住所			
④登録番号	第	号	⑤受験 希望地
私は、上記により紛争解決手続代理業務試験を受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 氏 名 厚生労働大臣 殿			

- (注意)
- 1 受験手数料を納付するため、受験手数料に相当する額の収入印紙を貼り付けること。
 - 2 写真及び紛争解決手続代理業務研修了証明書を添付すること。
 - 3 添付する写真は、申込み前6ヶ月以内に撮影したものであつて、脱帽、正面、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのものとすること。
- 備考 用紙の大きさは、A4とする。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(臨床修練の許可の申請手続等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 写真(申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載すること。以下「許可証用写真」という。)一葉</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(臨床修練の許可の申請手続等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 写真(申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載すること。以下「許可証用写真」という。)一葉</p> <p>3・4 (略)</p>

(水道法施行規則の一部改正)

第六条 水道法施行規則の一部を改正する省令(平成八年厚生省令第六十九号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)別表第一に定める要件を満たしたもの。)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 写真(出願前六ヶ月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>三・四 (略)</p>

(介護保険法施行規則の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
様式第十号(表面)中「上半身」を「上半身」に改める。

- 附則
- (施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。